

平成20年度  
全国婦人保護施設等  
指導員研究協議会  
行政説明(※会議後一部修正)

平成20年11月13日(木)  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課

# 1. 婦人保護事業

## 婦人保護事業の概要(2/1)

### 1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和32年制定)
- ② DV法(平成13年制定)(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月策定)

### 2. 対象女性

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 人身取引被害者
- ⑤ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者  
(恋人からの暴力被害者等③に該当しない者についても、⑤の運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組む。)

## 婦人保護事業の概要(2/2)

### 3. 主たる目的

- ① 売春防止法に基く、「要保護女子」(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の転落の未然防止と保護更生
- ② DV法に基づく、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の保護
- ③ 人身取引対策行動計画に基く、人身取引被害女性の保護

### 4. 主たる事業

- ① 社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動
- ② 要保護女子、暴力被害女性の早期発見、人身取引被害者の認知・把握
- ③ 必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護
- ④ 売春防止法に基づく收容保護、配偶者暴力防止法に基づく保護

### 5. 実施主体

都道府県本庁、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設  
(社会福祉関係等の関係機関、民生委員等の協力機関との緊密な連携が重要。)

## 婦 人 相 談 所

昭和32年4月～

売春防止法に基づき都道府県が設置。(47か所)

- ①「要保護女子」(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)に関する相談
- ②調査、医学的・心理学的・職能的判定及び指導
- ③一時保護

平成14年4月～

DV法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たす。

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき人身取引被害者の保護を行う。

## 婦人相談員

昭和32年4月～

売春防止法に基づき、社会的信望があり熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され要保護女子の発見、相談、指導等を行う。

平成14年4月～

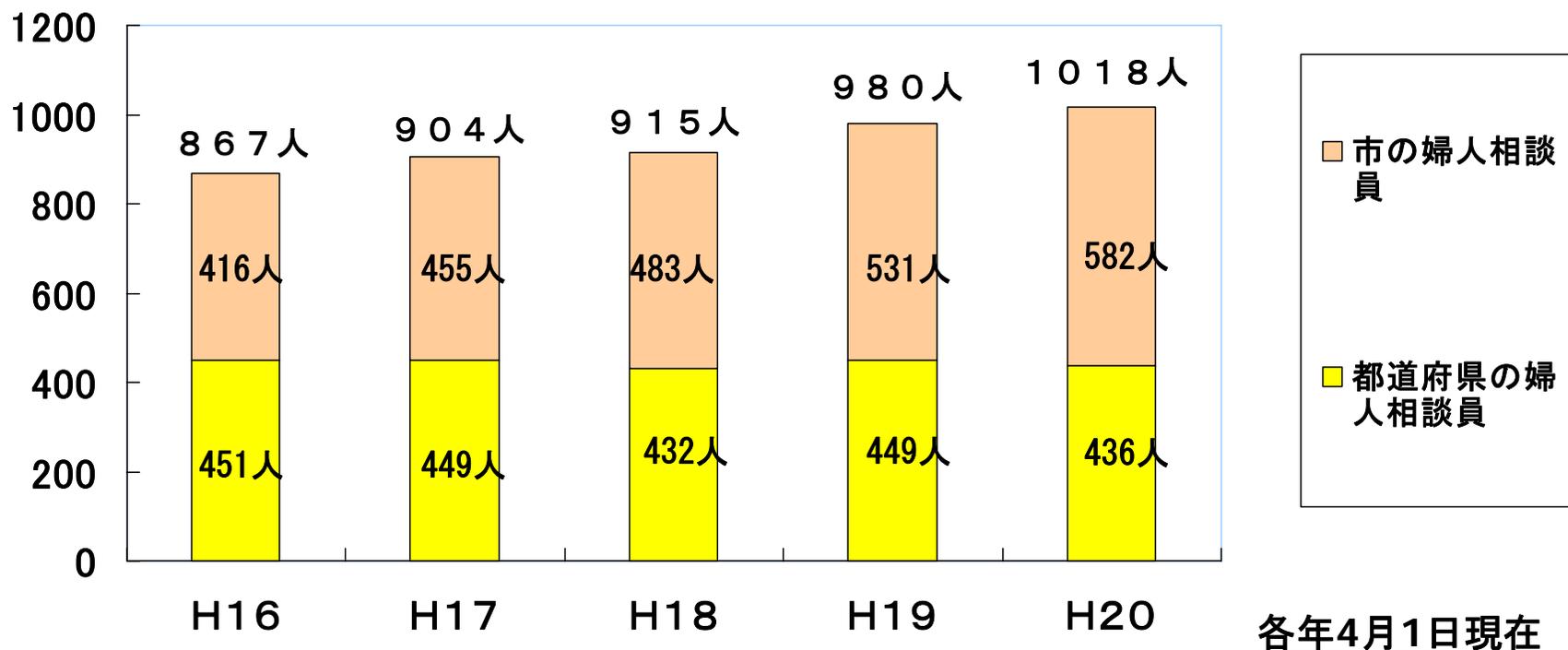
DV法に基づき、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

平成20年年4月1日現在

婦人相談員の数	47都道府県	436人(うち婦人相談所223人)
	262市(東京23区含)	582人(前年度は240市)
	合計	1018人

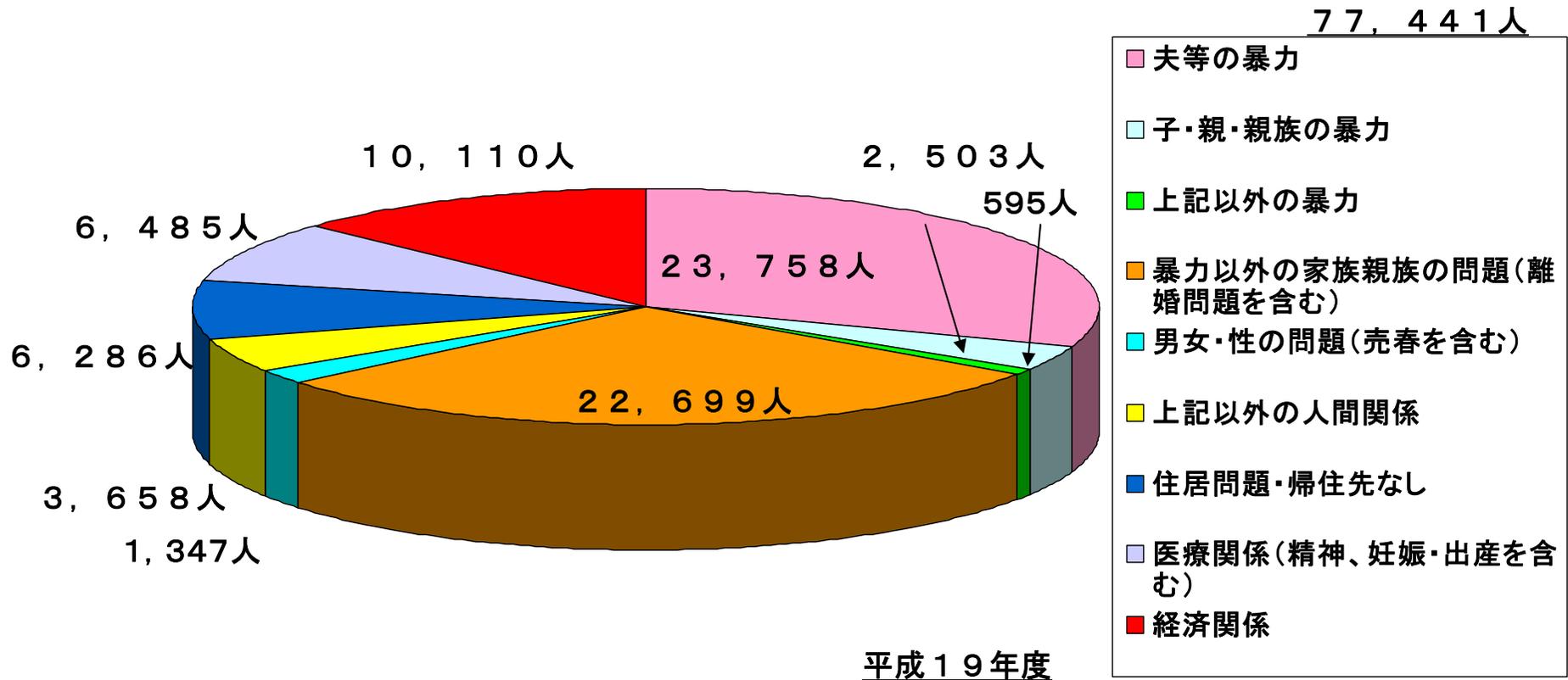
## 婦人相談員数の推移（H16年度～H20年度）

- 婦人相談員の配置数は年々増加
- 市の婦人相談員の増加が顕著



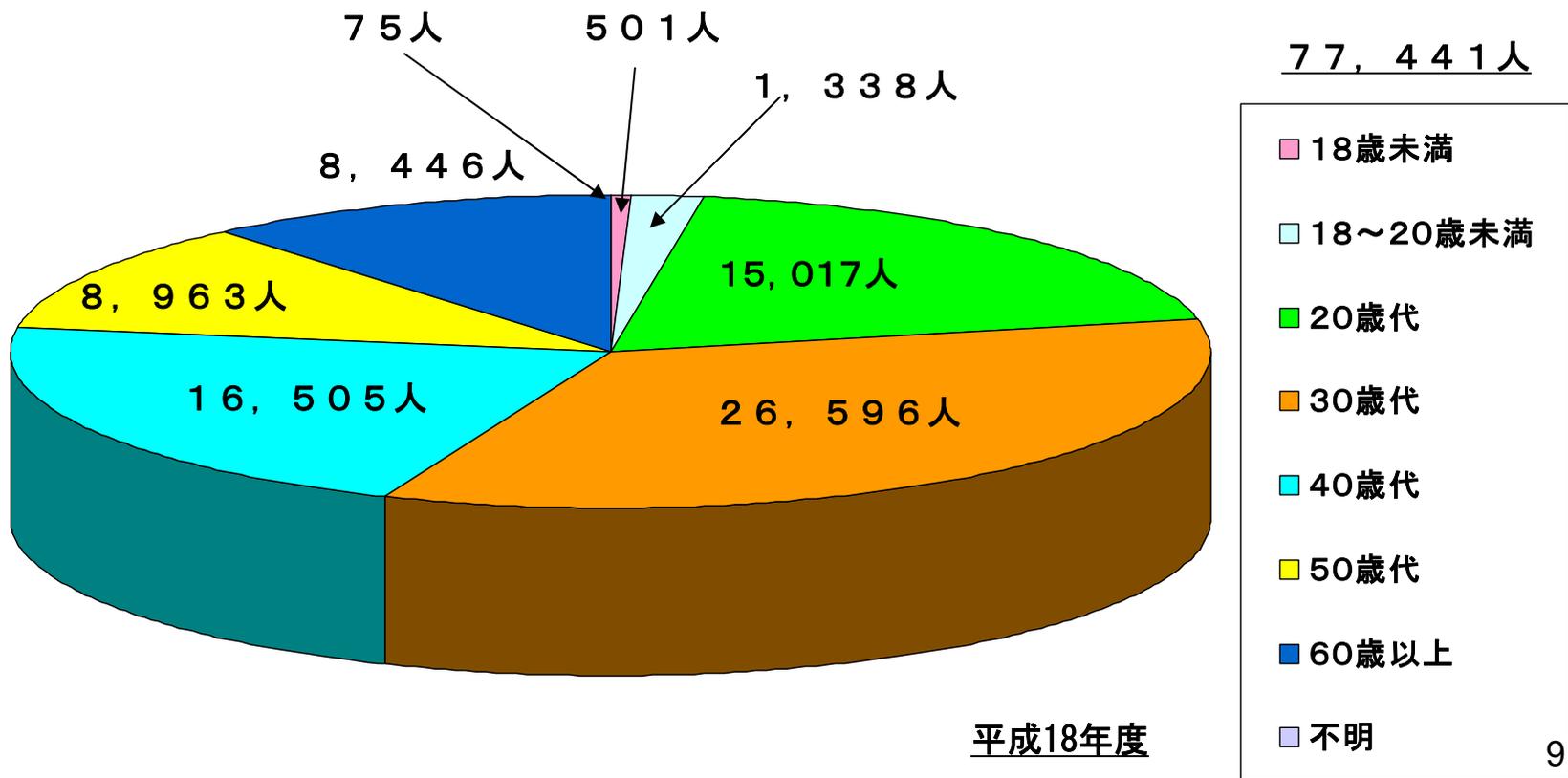
## 婦人相談所および婦人相談員が受付けた来所相談の状況 (内容別内訳)

- 「夫等の暴力」を内容とする相談は来所相談全体の30.7%。
- 「夫等」「子・親・親族」「上記以外」の3つを合わせると、全体の34.7%を暴力被害の相談が占めている。



# 婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の状況（年齢別）

- 30～50歳代の相談者が全体の67.2%を占める。
- 60歳以上の相談者は10.9%。

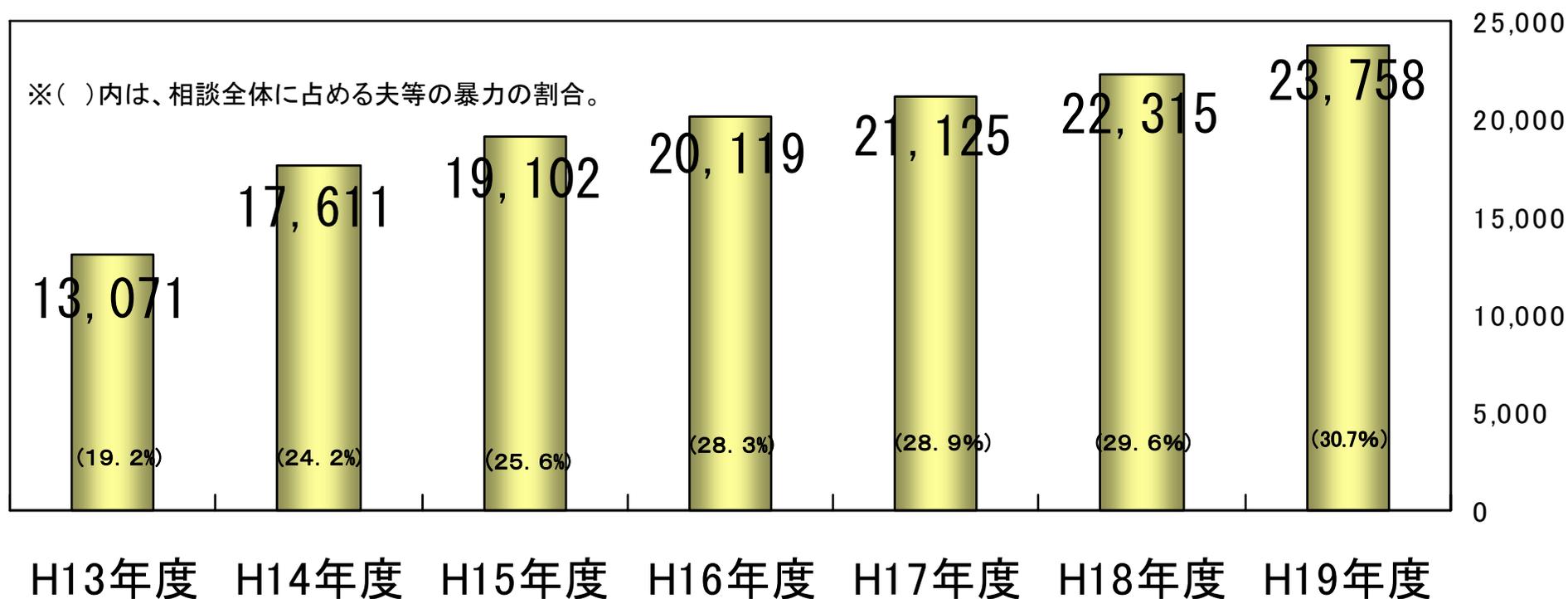


## 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)



## 婦人相談所における一時保護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。(47か所)

(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。

(同年度より一時保護委託を実施)

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。

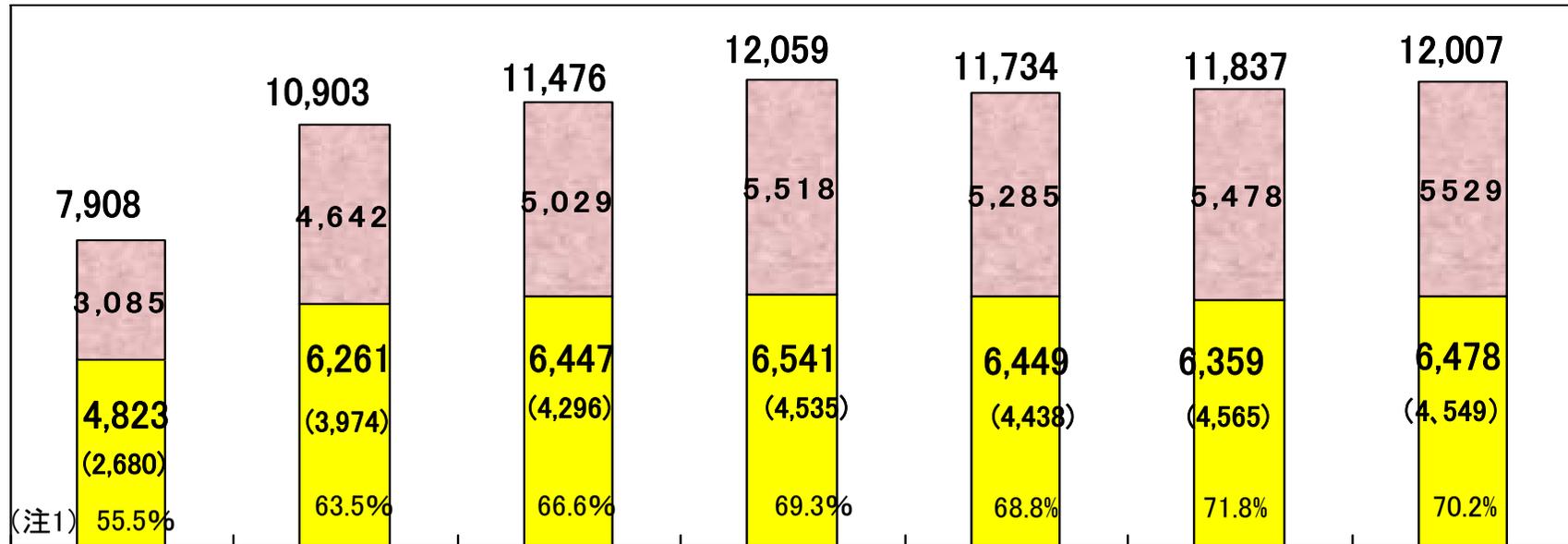
(平成17年度より一時保護委託を実施)

## 婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.4日（平成19年度）

■ 一時保護された女性  
(うち夫等の暴力を理由とする者)
■ 同伴家族

(件数)

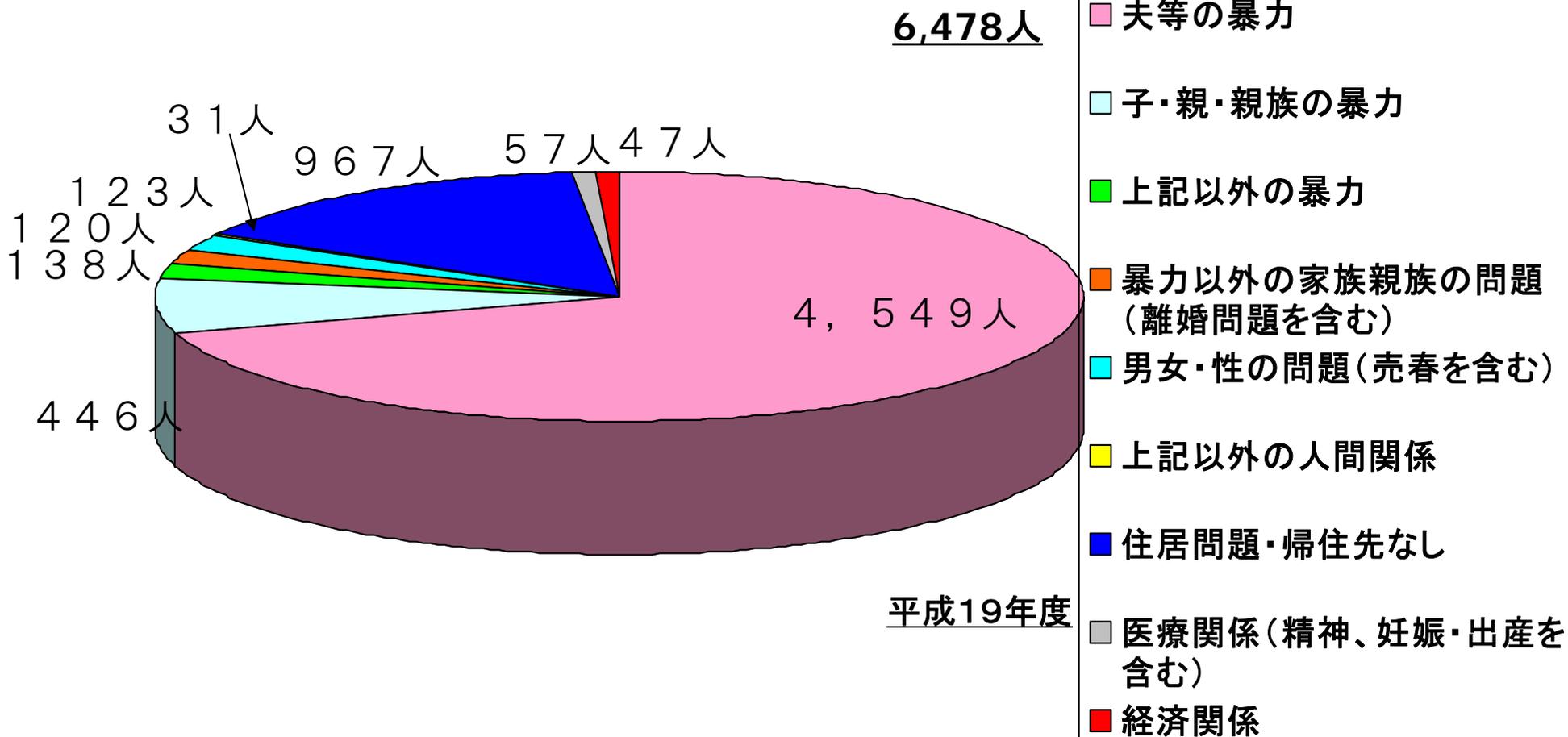


H13年度    H14年度    H15年度    H16年度    H17年度    H18年度    H19年度

注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

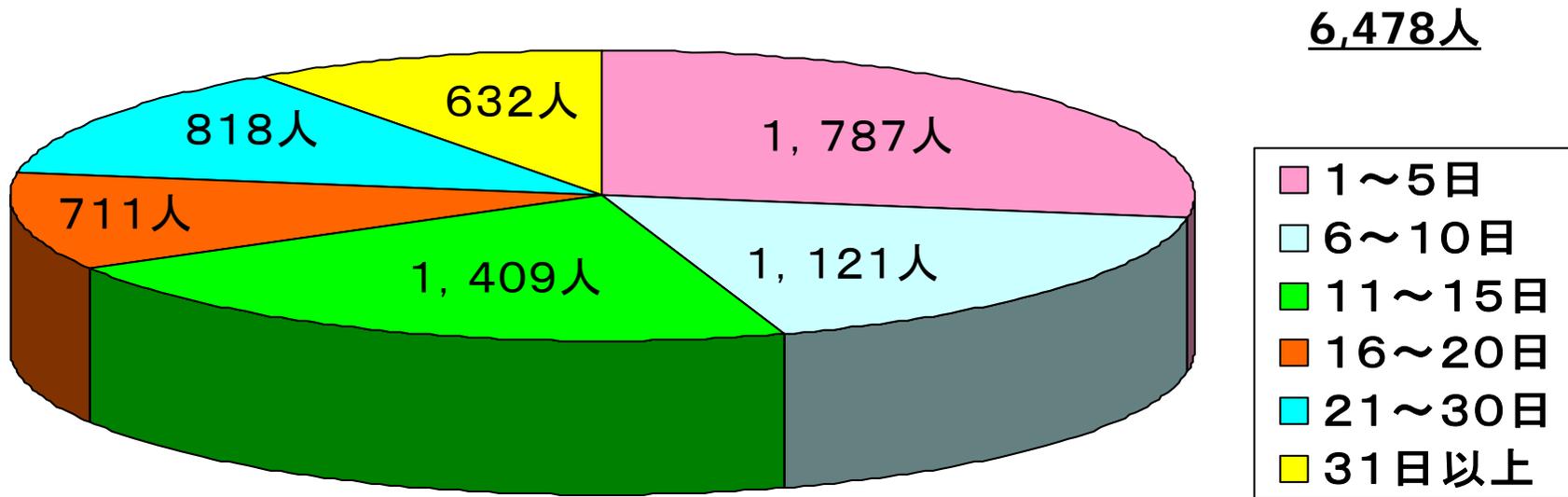
## 婦人相談所における一時保護の状況

- 「夫等の暴力」を理由とする保護が全体の70.2%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「上記以外」の3つを合わせて、全体の79.2%を暴力被害が占めている。



## 一時保護された女性の一時保護期間別の状況

- 一時保護人員の66.6%が15日以内で退所している。
- 平均一時保護日数は、14.4日



平成19年度

一時保護された女性の一時的保護後の主な状況  
(平成19年度中の退所者)

○施設等への入所	1,823人(28.9%)
○帰宅	1,176人(18.6%)
○帰郷(実家等)	854人(13.5%)
○自立	843人(13.3%)
○その他	1,619人(25.6%)

※このほかに同伴家族が5,110人いる。うち4,864人(95.2%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は173人(3.4%)。

## DV被害者の一時保護委託(契約施設数)

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、3,750人(被害女性1,661人、同伴家族2,089人)、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。(DV以外を含む)
- 一時保護の委託契約施設については、平成20年4月1日現在で261施設。

### DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成20年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	知的障害者更生援護施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	96 (97)	90 (89)	25 (23)	20 (19)	4 (7)	8 (6)	9 (6)	6 (4)	3 (5)	261 (256)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ( )内は、平成19年4月1日現在

## DV被害者の一時保護委託(委託人数)

- ※ 下記の1, 439人のほかに、人身取引被害者の一時保護委託が21人、要保護女子の一時保護委託が201人いる。合計すると1, 661人。
- ※ さらに、1, 661人のほかに、同伴家族の一時保護委託が2, 089人いる。

### DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託人数数(平成19年度)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生支援施設	知的障害者更生支援施設	保護施設	その他	合計
委託人数	360	592	17	410	1	1	2	11	45	1439

## DV被害者に対する一時保護委託費の充実

一時保護委託先におけるDV被害者について、  
処遇の改善をはかり、  
自立に向けた支援を強化

(19年度)

被害者1人一日あたり

(14日以内) 6,490円

(14日超) 5,110円

(20年度)

被害者1人一日あたり

(14日以内) 7,650円

(14日超) 7,500円

## 平成21年度概算要求①

# DV被害者に対する一時保護委託費の充実

一時保護委託された同伴家族のうち乳児+幼児は53.0%(19年度実績)を占める。

一時保護委託費の同伴児童加算について乳幼児用の単価を設定し、一時保護委託中の乳幼児への適切なケアと母親への養育支援を行うことができる体制を確保したい。

## 婦人保護施設

昭和32年4月～  
売春防止法に基づき、要保護女子を收容保護する施設を都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。

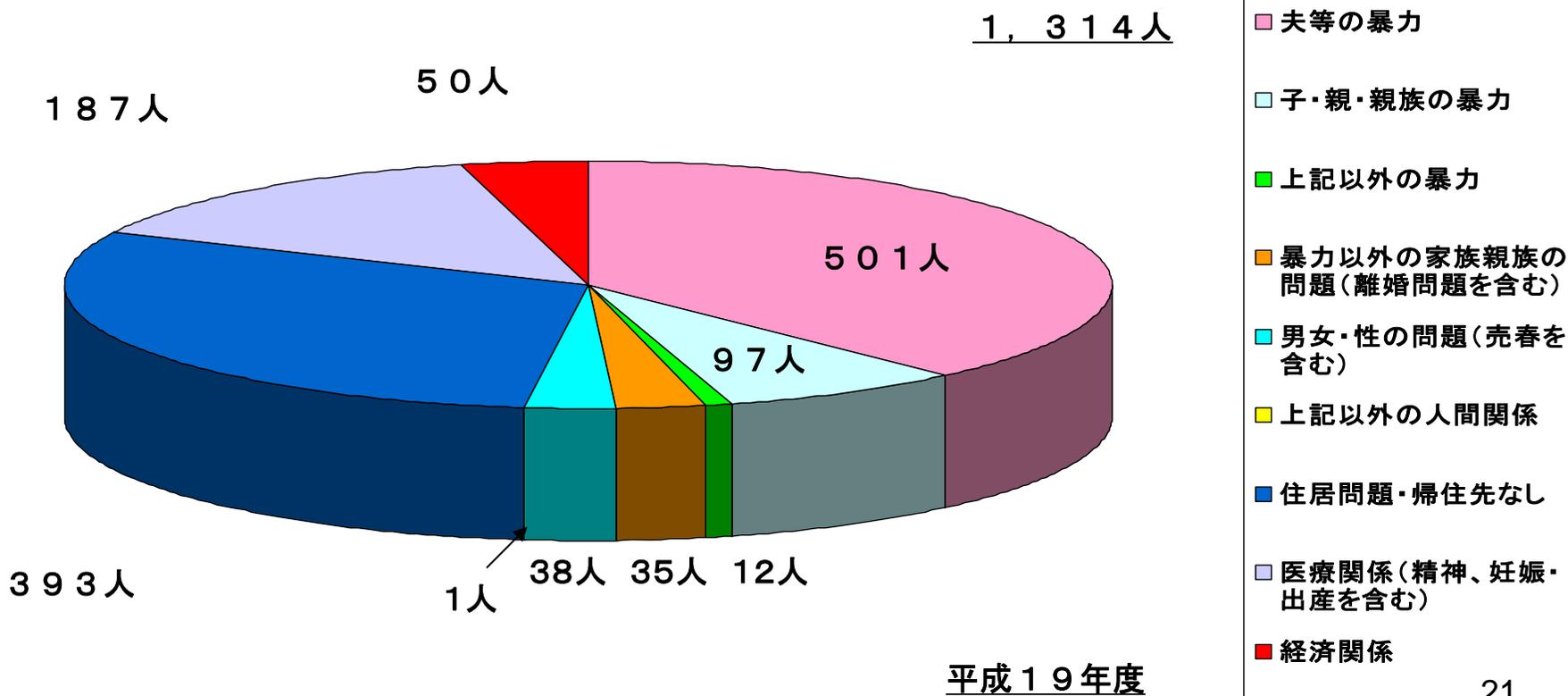
平成14年4月～  
DV法に基づき、暴力被害女性の保護を行うことができる。

このほか、一時保護委託先として、暴力被害女性、人身取引被害者等を受け入れている。

平成20年4月1日現在  
全国50か所(40都道府県に設置)  
(公営23施設、民営27施設)

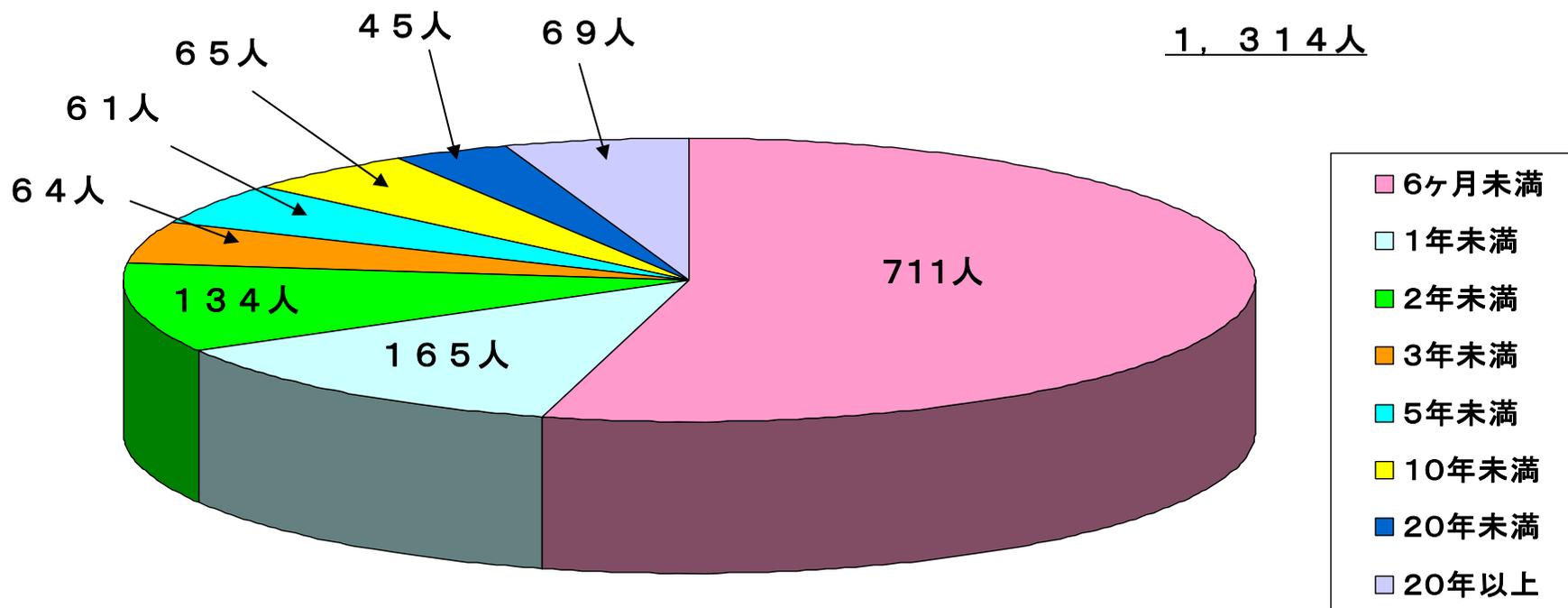
## 婦人保護施設における在所者の理由別入所内訳

- 「夫等の暴力」を理由とする入所者が全体の38.1%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「上記以外」の3つの暴力被害による入所者が46.3%。
- ※ なお、1,314人のほかに、同伴家族503人(うち同伴児童502人)がいる。



## 婦人保護施設における在所者の在所期間

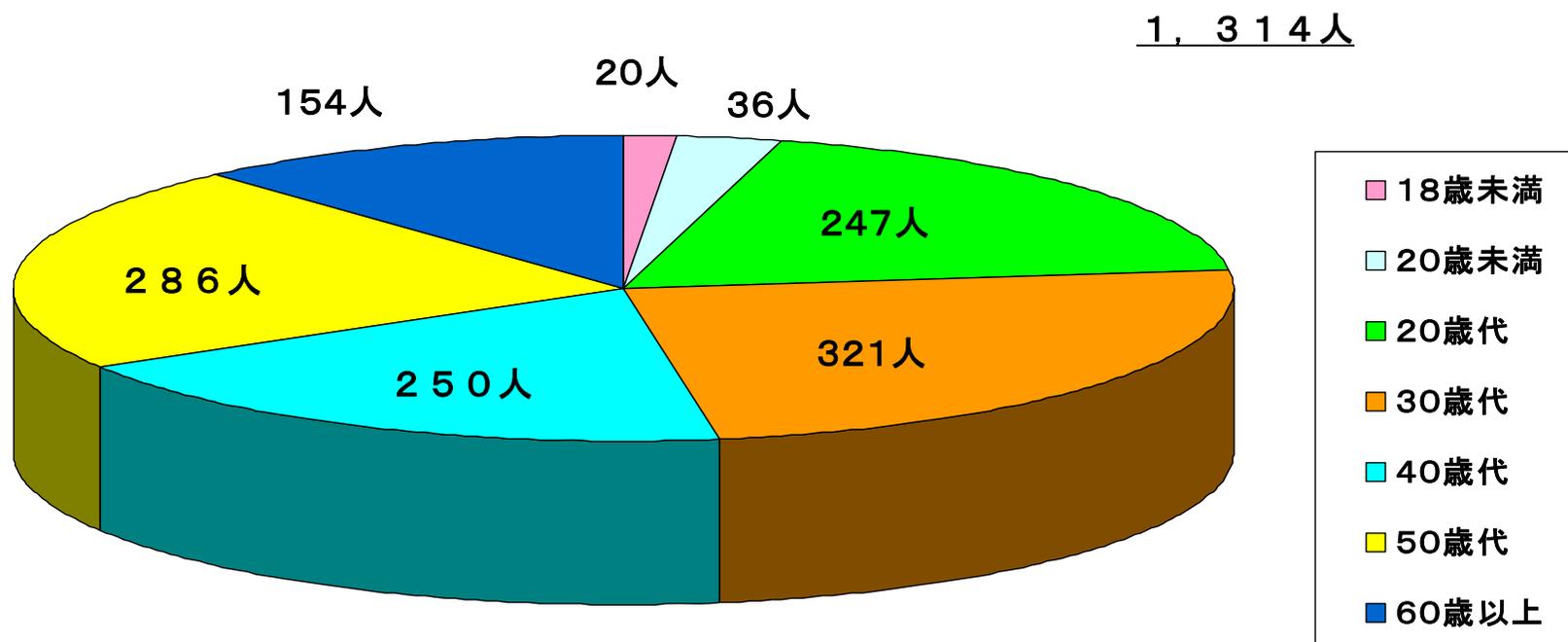
- 在所者の54.1%が6ヶ月未満で退所している。
- 20年以上在所している女性は5.3%である。



平成19年度

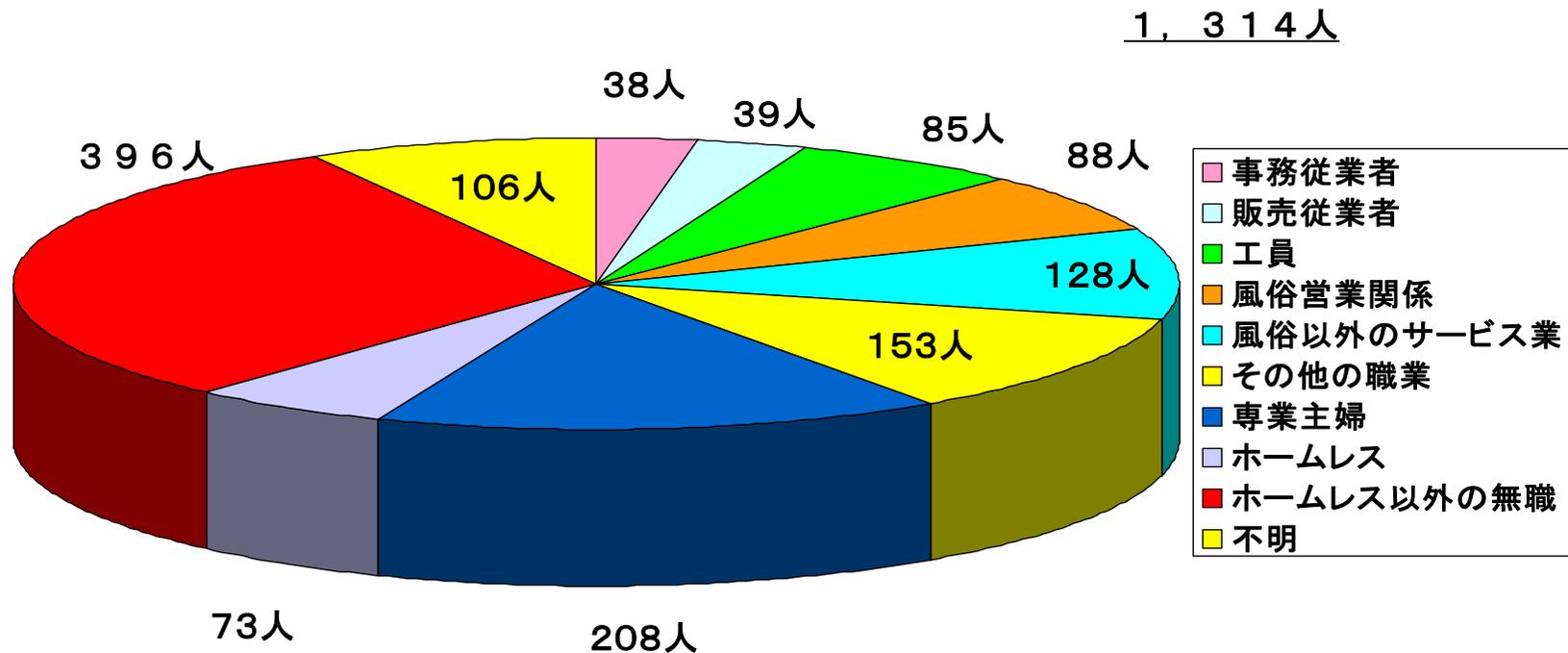
## 婦人保護施設における在所者の年齢

- 30歳代の女性が24.4%で最多。以下、50歳代、40歳代、20歳代と続く。
- 児童(18歳未満)は1.5%、未成年(18歳未満+20歳未満)は4.3%。
- 60歳以上の女性は11.7%である。



## 婦人保護施設における在所者の入所前の職業

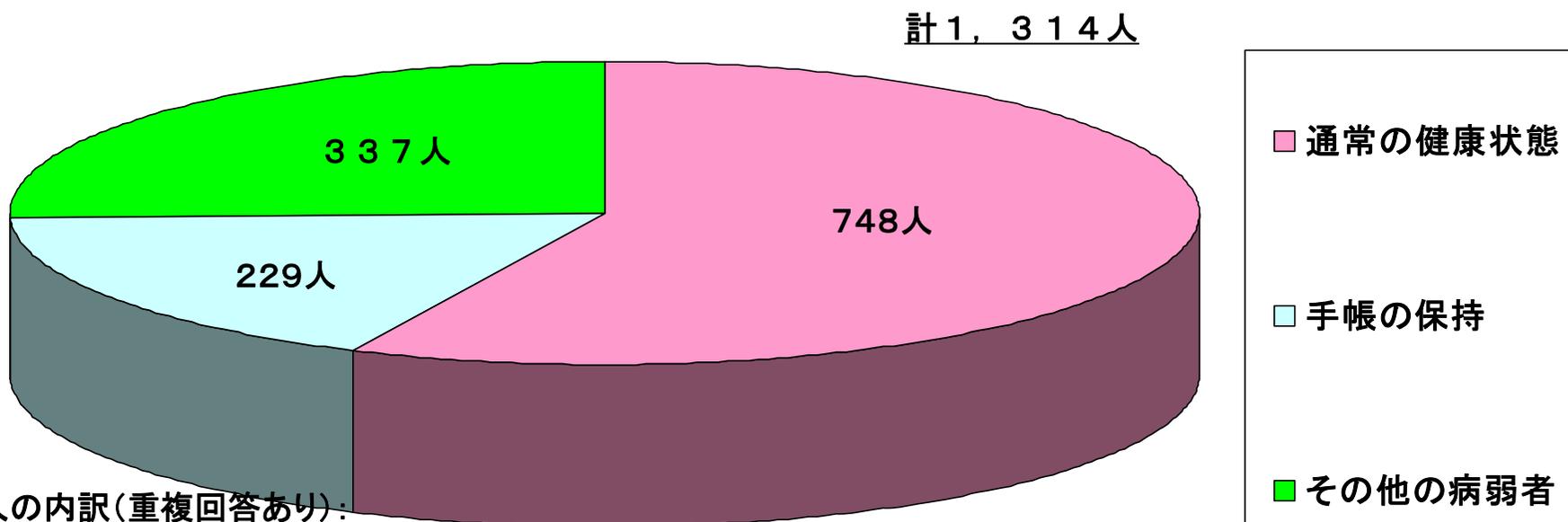
- 何らかの有職者であった女性は40.4%。専業主婦であった女性は15.8%。
- 風俗営業関係の従事していた女性は6.7%である。
- ホームレスであった女性は5.6%である。
- 無職で、専業主婦ではなく、ホームレスでもなかった女性が最多の30.1%。



平成19年度

## 婦人保護施設における在所者の心身の状況

- 通常の状態の女性が在所実人員の56.9%を占める。
- その他の病弱者(在所中に通院・入院歴または常備薬のある女性)は25.6%。
- 療育手帳Bを保持する女性が在所実人員の9.9%。

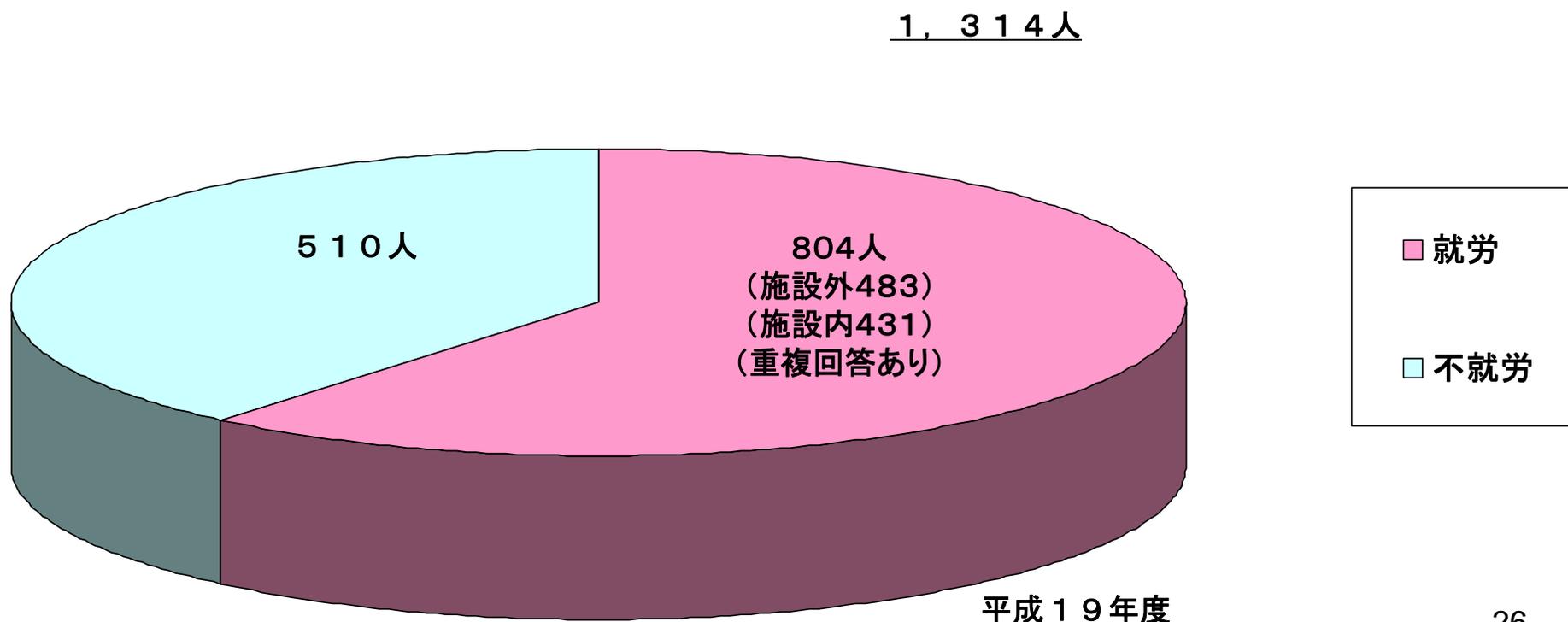


229人の内訳(重複回答あり):  
療育手帳A5人・B130人  
精神障害者保健福祉手帳  
1級7人・2級52人・3級29人  
身体障害者手帳1/2級13人・3級以下17人

平成19年度

## 婦人保護施設における在所者の就労状況

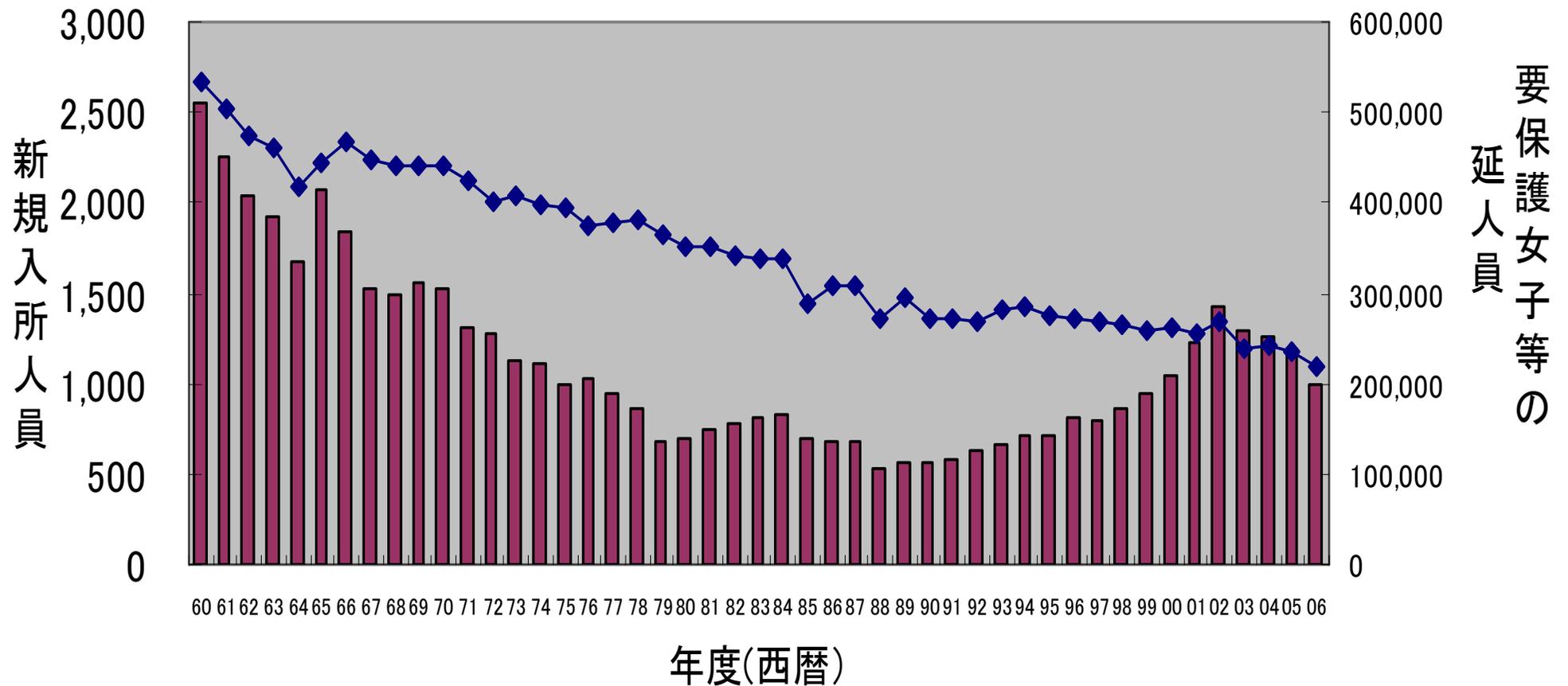
○ 在所者の61.2%は施設内か施設外で就労している(重複回答あり)。



# 婦人保護施設入所状況の推移

## 婦人保護施設入所状況の推移

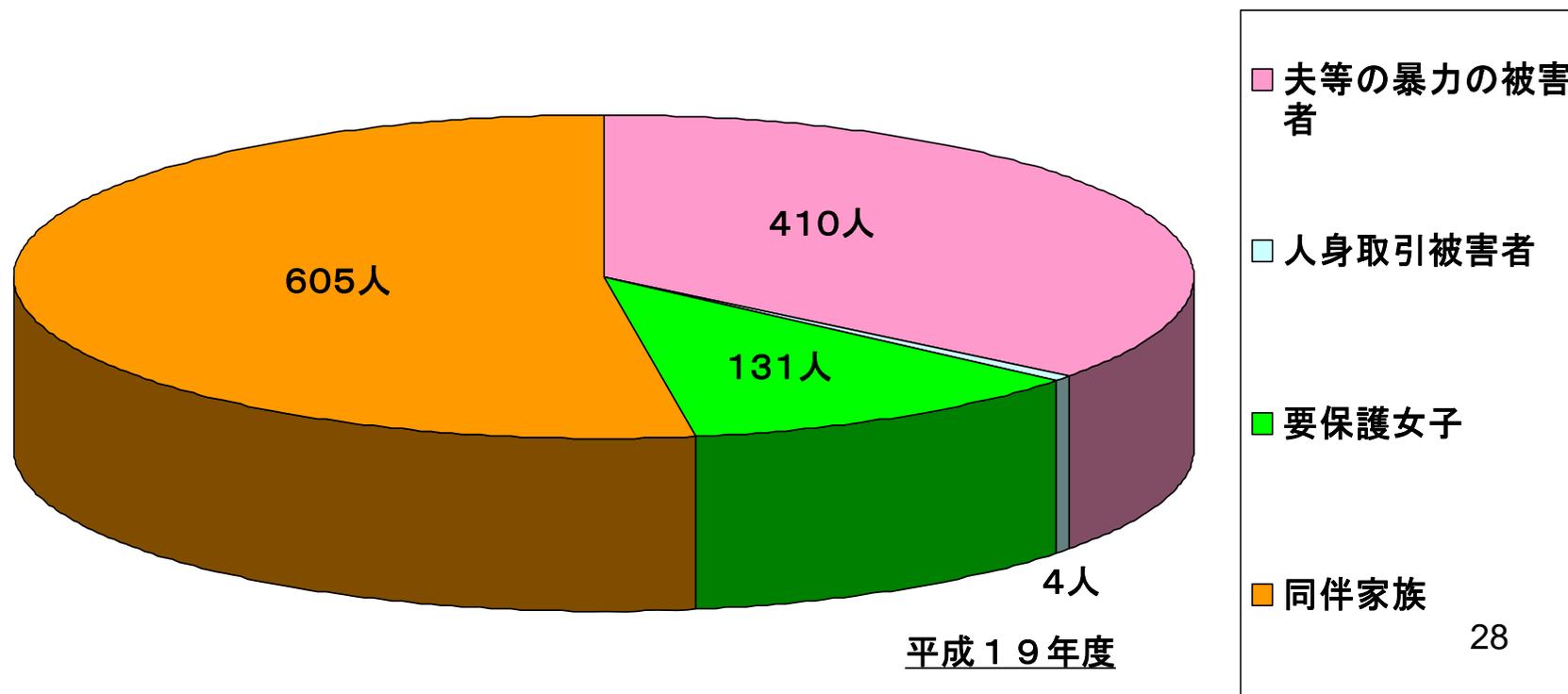
■ 新規入所人員 ◆ 要保護女子・暴力被害女性延人員



## 婦人保護施設における一時保護委託の受入れ状況

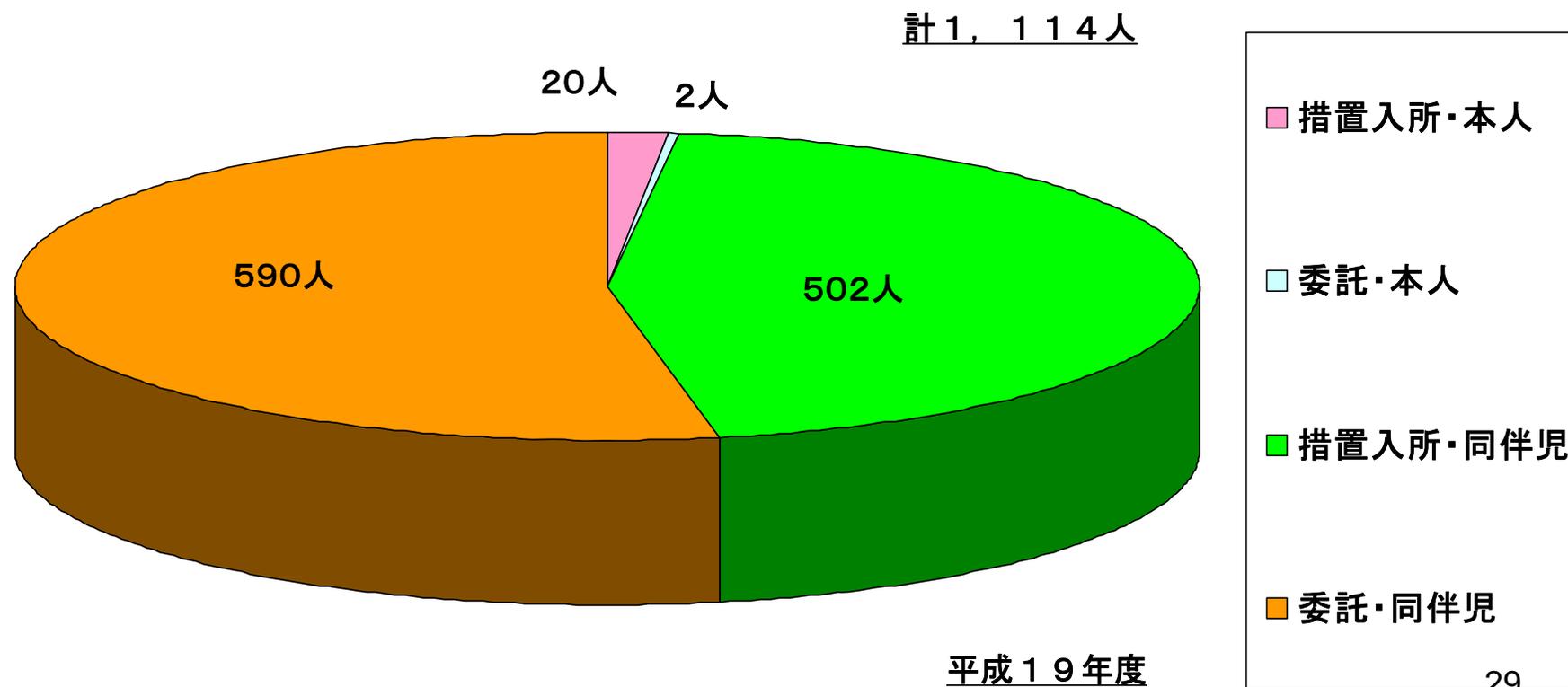
- 夫等の暴力を理由とする女性は35.7%を占める。
- 一時保護委託受入れの52.6%は同伴家族である。

計 1,150人



## 婦人保護施設における児童の受入れ状況

- 措置入所と一時保護委託を合計して1,114人の児童が滞在した。
- 同伴児童として滞在した児童が98.0%を占める。
- 本人として滞在した児童は2.0%。



## 平成21年度概算要求② 婦人保護施設における 子どものケアの充実

同伴児童のケアを図るための指導員を配置する。それにより、保育や学習支援を含めたケアの充実強化を図るとともに、母親に対し、子育てへの自信回復に向けた助言を行い、退所後を見据えた子育て支援機関との連携をより円滑に行うことができる体制を確保したい。

(条件：配置基準を満たしていること)

## 婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援

- 平成19年3月29日付雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知で、いわゆる「ステップハウス」の運営を容認  
《ステップハウス》  
退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣のアパート等を利用して生活訓練を行う。

- ・措置費の支弁が可能
- ・アパートの賃借料については、社会福祉法人本部経理区分から支出が可能

近隣のアパート等



婦人保護施設

- ・職員が施設における支援とともに一体的に対応できる距離にあるアパート等で実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

※平成20年4月現在 実施施設3ヶ所

## 婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続できるよう支援する(アフターケア)



### 児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)

退所者のうち支援を希望する女性が10名以上いる婦人保護施設

- ・ 訪問指導等による日常生活に対応する援助  
(食生活、健康管理、金銭管理等)
  - ・ 地域及び職場での対人関係の調整等
  - ・ 関係機関等への同行支援
  - ・ その他社会生活における相談、余暇指導等
- (※平成19年度 実施施設17ヶ所)

# 婦人保護施設における退所者支援の充実

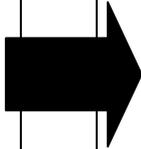
対象者が10人を超える施設については  
10人を超える対象者1人あたりの基準額をあら  
たに設定し、対象者数に応じた補助方式に改め  
る。

1人あたりの基準額129,900円を設定

129,900円

**(従来の補助方式)**  
対象者10人以上  
**一律 154.4万円**

(例)対象者15人の場合  
154.4万円(10人の場合と同じ)



**(20年度～)**  
対象者10人  
**154.4万円**

(例)対象者15人の場合  
154.4万円 + (129,900円 × 5人)  
= 219.35万円

退所したDV被害者等に対する住居や職場等への訪問による  
支援など、きめ細かく継続的なアフターケアを実施する。

# 身元保証人確保対策事業(平成19年度創設)

婦人保護施設等に入所又は退所した女性等が、就職、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人になった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う。

施設長

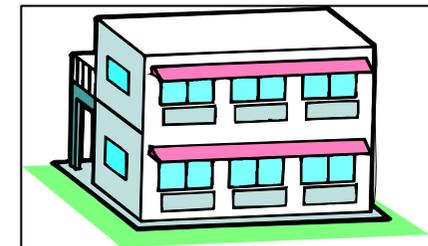
身元保証

保証期間

就職時の身元保証及びアパート等賃借時の連帯保証は、1年毎の更新とし、最長3年間



就職



アパート等の賃借

補償限度額

- ・ 就職時の身元保証 200万円
- ・ アパート等賃借時の連帯保証  
120万円または家賃等の6か月分のいずれか少ない額

# 婦人保護施設

## 心理療法担当職員の常勤化

婦人保護施設における積極的な活用を期待

<条件>

- ・心理療法が必要と婦人相談所長が認めた女性・ 同伴家族が10名以上いる。(DVに限定せず)
- ・心理療法を行うための部屋(専用室が望ましい)及び必要な設備を有する。
- ・配置基準を満たしている。

平成20年度子ども未来財団調査研究委託  
「婦人保護施設における同伴児と親支援に関する調査研究」

- 久しぶりに行われる婦人保護施設の全国調査
- 調査の全体構成
  - ①全国婦人保護施設機能調査  
(同伴児に対するケア機能を中心とする実態調査)
  - ②全国婦人保護施設利用者調査(措置入所の利用者)
  - ③全国婦人保護施設利用者調査(一時保護の利用者)
  - ④全国婦人相談所一時保護所における同伴児に対するケア機能調査(補足調査)
- 約9割の回収率—ご協力、ありがとうございました！  
(現在、研究チームが鋭意分析中です。)

# 平成19年度厚生労働科学研究政策科学総合研究事業 「DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究」

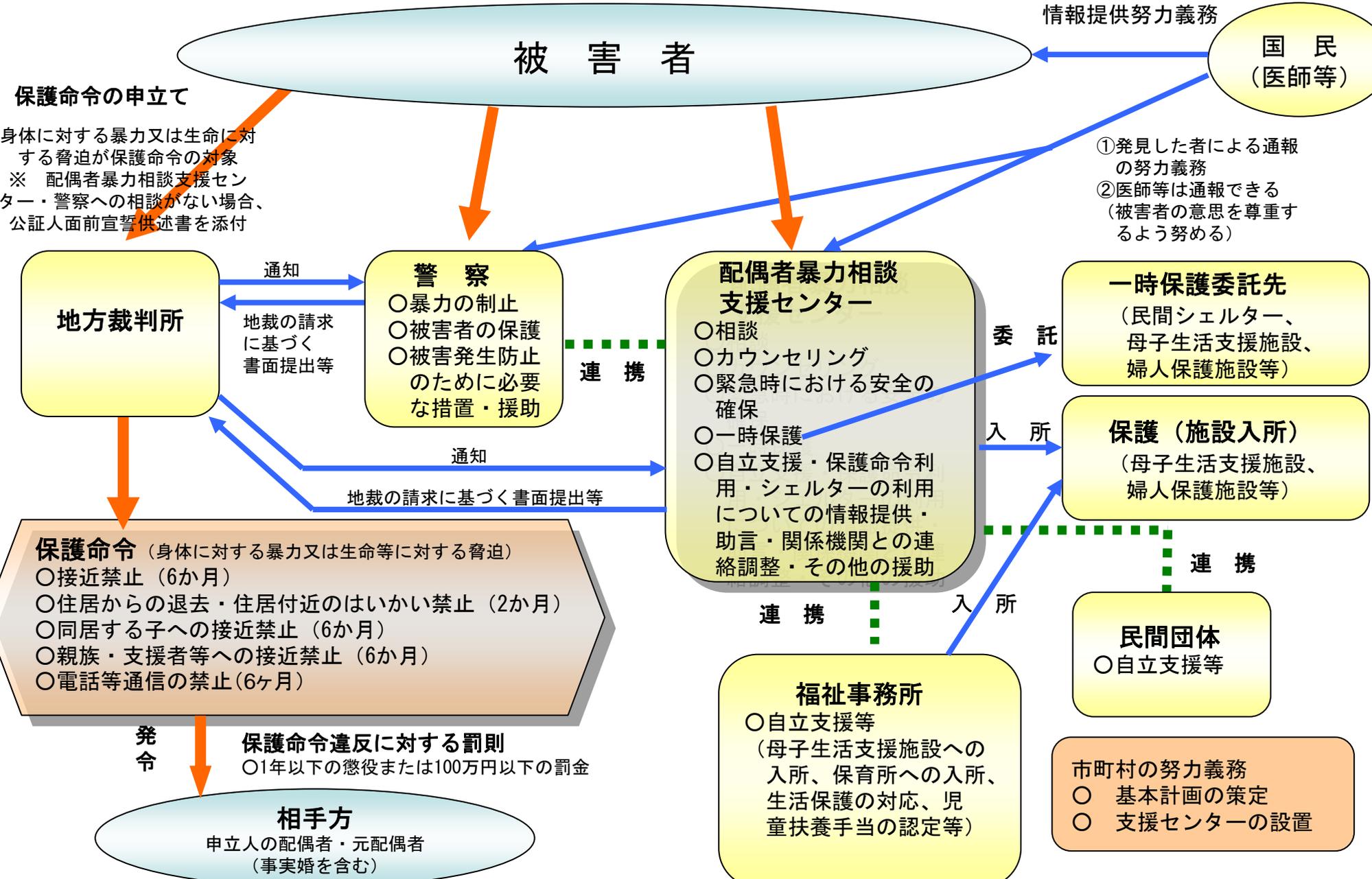
- ・これまでに得られた実証的なデータをもとに、支援者がより現実的な支援策を講じるためのてがかりとなることを期待。
- ・DV被害者支援にはじめて関わる各支援機関の職員、医師、心理士、弁護士、看護師、保健師等の専門家も適切にかつ均質な支援が提供できることを目指した。

- 第1章 DVについて
- 第2章 法的支援
- 第3章 DV被害者への支援
- 第4章 評価尺度
- 第5章 DV被害者支援機関の機能と役割
- 第6章 DV被害者への心理療法・介入プログラム
- 第7章 支援者のメンタルケア

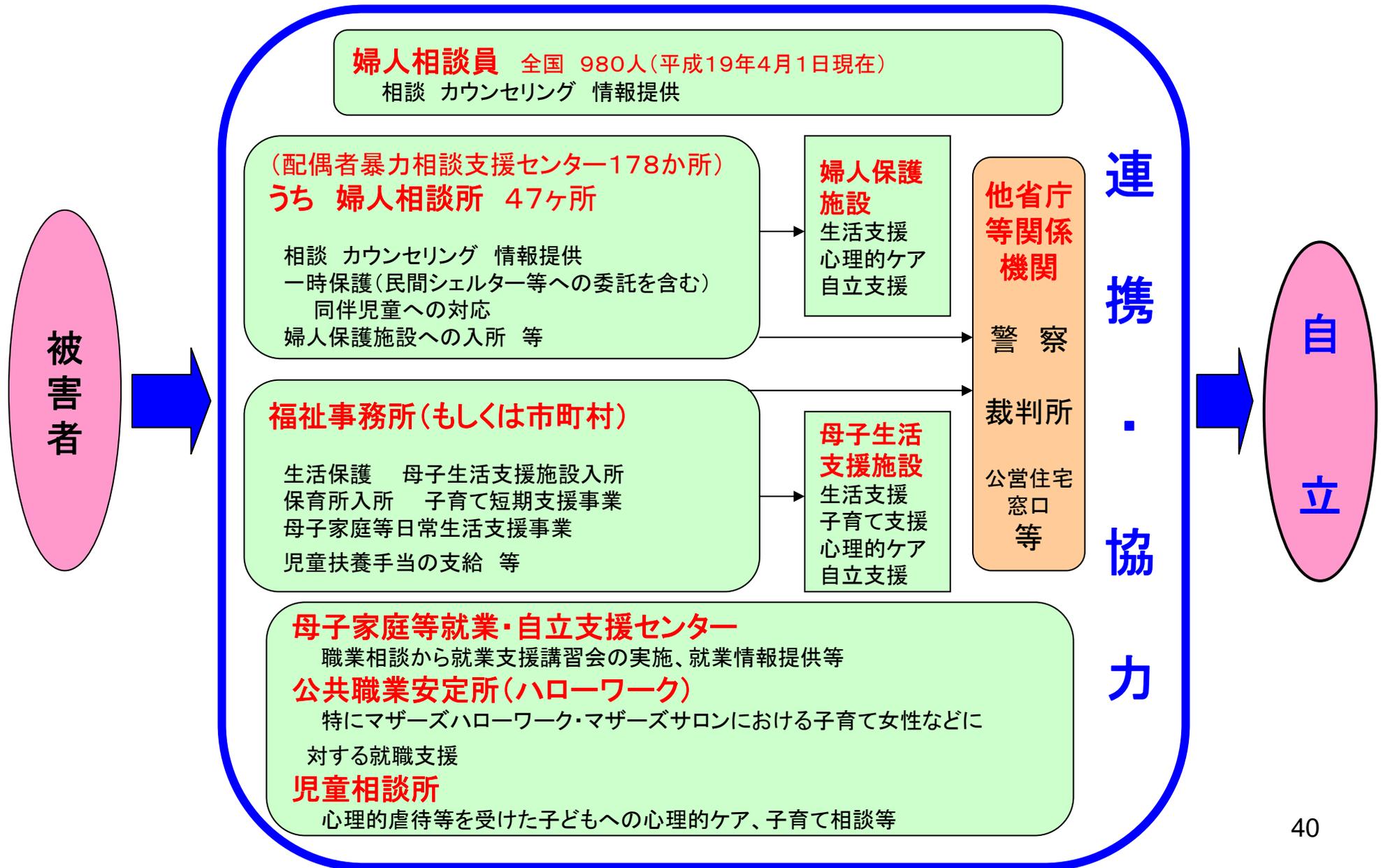
現場でご活用ください！

## 2. DV被害者への支援

# 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のスキーム



# 厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について



## 一時保護における在所者数のうち外国人数・比率

			H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
一時保護数(本人)	実人員	合計	4823	6261	6447	6541	6449	6359	6478
		うち外国人	208	321	359	453	580	498	544
		外国人率	4.31%	5.13%	5.57%	6.93%	8.99%	7.83%	8.40%
	延人員	合計	71025	92930	95139	98033	95829	92388	93496
		うち外国人	3373	5065	5540	7555	9524	8571	8830
		外国人率	4.75%	5.45%	5.82%	7.71%	9.94%	9.28%	9.44%
うちDVのみ	実人員	合計	2680	3974	4296	4535	4438	4565	4549
		うち外国人	—	—	298	361	389	388	407
		外国人率	—	—	6.94%	7.96%	8.77%	8.50%	8.95%
	延人員	合計	—	—	—	—	—	—	65223
		うち外国人	—	—	—	—	—	—	6585
		外国人率	—	—	—	—	—	—	10.10%
同伴家族一時保護数	実人員	合計	3085	2203	5029	5518	5285	5478	5529
		うち外国人が同伴	223	313	389	470	478	445	530
		外国人同伴率	7.23%	14.21%	7.74%	8.52%	9.04%	8.12%	9.59%
	延人員	合計	44804	34791	76534	83764	83101	83075	83923
		うち外国が親同伴	3495	5017	6492	8203	8968	7828	8810
		外国人同伴率	7.80%	14.42%	8.48%	9.79%	10.79%	9.42%	10.50%

## 平成21年度概算要求③

# 人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修

外国人女性の一時保護件数は、DV被害者を中心に増加傾向にあり、一時保護件数全体に占める外国人女性の割合もまた増加傾向にある。

しかし、被害者支援の経験や人身取引やDVの専門的な知識を持った通訳者が不足している。

専門的な研修を実施し、外国人の一時保護の適切な実施を図ることとしたい。

# 3. 人身取引被害者への 支援

# 人身取引とはなにか

人身取引は、時系列的には、被害者の獲得から搾取までのプロセス。

人身取引の3要素<目的><手段><行為>

<目的> 搾取(性的搾取、強制労働、臓器摘出等)の目的で、

<手段> 暴行、脅迫、誘拐、詐欺、権力濫用、他人を支配下に置く者  
に対する金銭・利益の授受等の手段を用いて、

<行為> 人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、収受すること。

※<手段>が用いられた場合には、被害者が<目的>に同意しているか否かを問わない。

※児童(18歳未満)の場合、<目的>と<行為>があれば<手段>が用いられない場合であっても人身取引とみなされる。

(「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」による。「国際組織犯罪防止条約」「人身取引議定書」と略すことが多い。)

# 人身取引対策行動計画

(平成16年12月7日決定)

## 人身取引事犯への対応

### 〈人身取引の防止〉

- 入管局との連携による出入国管理の強化
- 偽装結婚対策
- 不法就労防止の取組
- 売買春防止対策

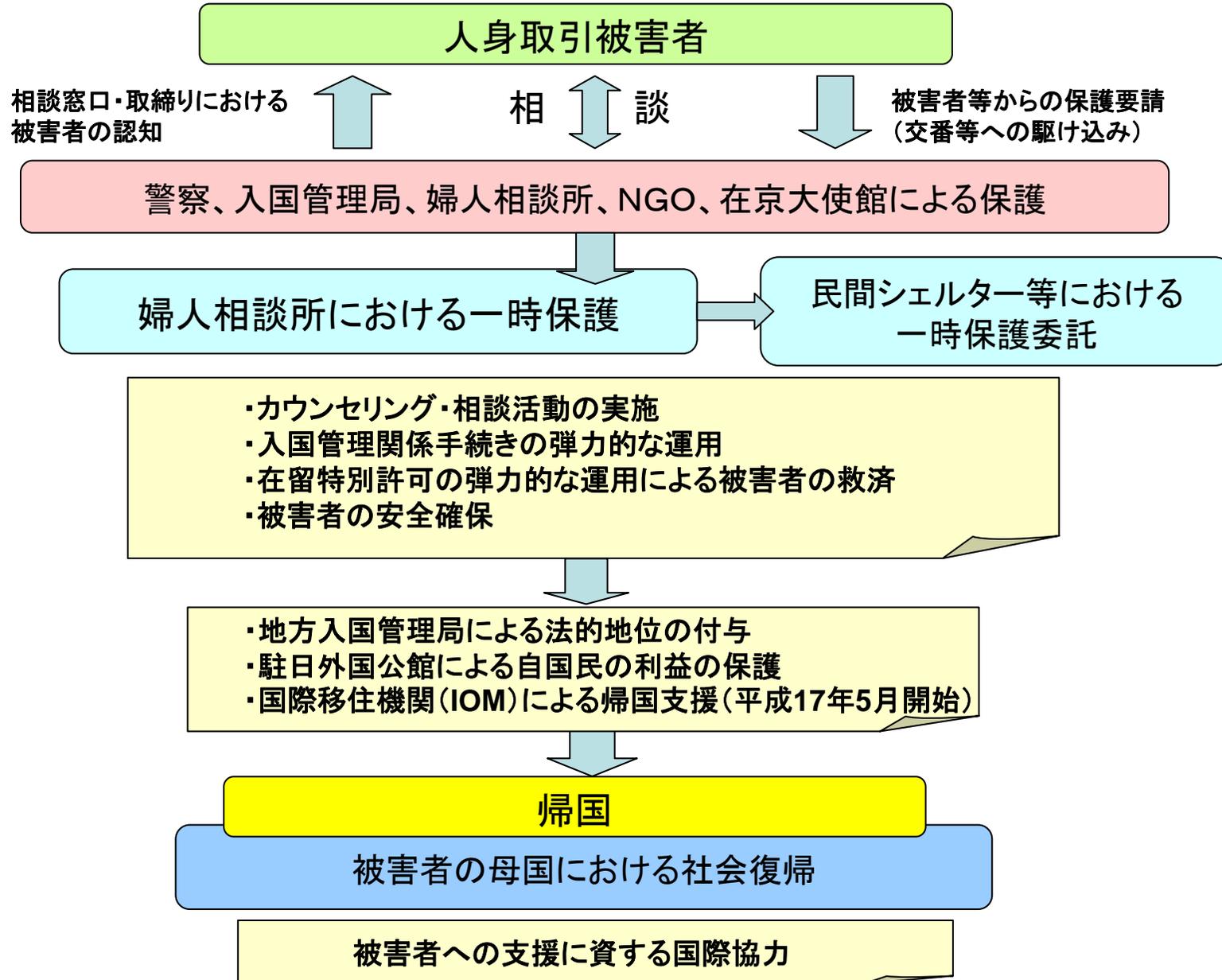
### 〈人身取引の撲滅〉

- 取締りの徹底
- 人身売買行為の事件化
- 諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進

### 〈被害者の保護〉

- 被害者の発見・認知
- 交番等に駆け込んだ被害者の保護
- 被害者の安全確保
- シェルターの提供
- 捜査に協力する被害者に対する被害者の心理面への配慮
- 被害者の帰国支援

# 人身取引被害者保護の流れ



# 人身取引被害者の一時保護委託先 (平成13年度～20年度) (20年度については9月30日まで)

婦人保護施設	32人
母子生活支援施設	28人
民間シェルター	19人
児童自立援助ホーム	1人

**ご静聴ありがとうございました。**